

## 欧州特許庁、植物及び動物関連特許の実務を明確化

2017年6月29日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、欧州特許機構管理理事会が、EPOの提案に基づき、本質的に生物学的な交配方法のみによって得られた植物又は動物を特許対象から除外するべく、関連規定を改正する決定を下した旨、6月29日付けニュースリリースにて公表した。

本ニュースリリースによれば、バイオ指令は、「本質的に生物学的な方法」を特許対象から除外することを定めている一方、そのような方法によって得られた「植物又は動物」を特許対象から除外することについては明確に定められていなかった。しかしながら、昨年11月の欧州委員会による通知では、「本質的に生物学的な方法」によって得られた生産物も特許対象から除外することが立法者の意図であったことを明確にしていた。

また、欧州特許機構管理理事会によって採択されたEPOによる本提案は、EPOにおける特許実務を正確にするために重要なものであり、欧州特許制度ユーザーにとって明確性と法的確実性を高めるものとしている。

改正後の規定は、2017年7月1日から適用され、また、「本質的に生物学的な方法」によって得られた植物又は動物に関する審査・異議案件については、昨年11月の欧州委員会の通知以降、その手続を停止していたところ、その手続も順次再開する予定としている。

－ 欧州特許庁のニュースリリースは、以下参照 －

[EPO clarifies practice in the area of plant and animal patents](#)

－ 本質的に生物学的な方法によって得られた植物又は動物に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[欧州特許庁、バイオ技術関連案件の手続を停止（2016年12月13日）\(PDF\)](#)

[欧州委員会、欧州連合（EU）バイオ指令の解釈に関する通知を公表（2016年11月10日）\(PDF\)](#)

[欧州特許庁拡大審判部、ブロッコリ事件及びトマト事件について審決（2015年4月1日）\(PDF\)](#)

(以上)